



甘楽町公告第 13 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という）を変更するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画（案）を縦覧に供する。利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画（案）について、意見書を提出することができる。

令和8年2月24日

甘楽町長 森 平 仁 志



1. 地域計画（案）の縦覧期間

自 令和8年2月25日
至 令和8年3月10日

2. 地域計画（案）の縦覧場所

甘楽町役場（産業課） 甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町ホームページ